

バスツアー等支援事業第2弾 実施要綱

(事業の目的)

第1条 一般社団法人岐阜県観光連盟（以下、「連盟」という。）は、岐阜県内のバス会社に対して新型コロナウイルス感染症対策のひとつであるツアー乗客の減員運行（三密回避）の経費を一部支援することによって、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだバスツアーの早期回復を図ることを目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、公益社団法人岐阜県バス協会の会員とする。

(助成対象事業)

第3条 補助対象者が企画するバスツアーに対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、次に掲げるものすべてを満たす事業であること。

- (1) 東海三県（岐阜県、愛知県、三重県）を発着地とするもの。
- (2) 周遊先の行程は県内で完結するもの。
- (3) 日帰り旅行においては、観光関連施設等を1か所以上行程に組入れること。
- (4) 宿泊施設については旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者が行う同法第2条第2項及び第3項に規定する旅館業に係る施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）とする。
- (5) 運行最少催行人員は8名以上とすること。
但し当日のキャンセル等止むを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。
- (6) 令和2年10月1日（出発）から令和3年2月1日（帰着）までの間に運行されるバスツアーであること。
- (7) バスの運行にあっては、貸切バス旅行連絡会が定める「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守すること。
- (8) 募集告知、企画書面、最終行程表、印刷物またはWebサイトへの掲載を実施する場合は、「協力：(一社)岐阜県観光連盟」及び「ほっと一息ぎふの旅」ロゴを記載すること。

(助成対象外の事業)

第4条 前条の規定のうち、次の各号に掲げるものは交付の対象外とする。

- (1) 契約運送において、自らの費用負担が発生しないもの。
- (2) 宿泊・観光施設等の送迎バス
- (3) 慶弔行事に伴う送迎バス

(4) 宗教活動や政治活動の一環の旅行

2 本事業の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国・県の各種助成金（国・県が他の団体等に委託して実施するものを含む。）が併給されないものであること。

(助成額)

第5条 助成金額は、募集型企画旅行に限り1台当たり1日100,000円とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象事業者（以下、「申請者」という。）は、助成対象事業の実施日前に、助成金交付申請書（様式第1号）とツアー印刷物又は企画書、見積書・行程表のいずれかを連盟会長（以下、「会長」という。）に、提出するものとする。

(助成金交付予定額の通知)

第7条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、助成金交付の適否及び交付予定額について、申請者に助成金交付予定額通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、事業終了後1か月以内に、次の各号に定める書類を会長に提出しなければならない。

(1) バסטツアー運行実績報告書（様式第3号）

(2) 日帰り旅行の場合は県内での観光関連施設等の押印がある施設利用証明書（様式第4号）

(3) 宿泊旅行の場合は、宿泊施設の押印がある施設利用証明書（様式第4号）

(4) 旅行業者から受注を受けたバस्तツアーの場合は運送引受書（写）など受注を受けたことが分かる書類

(5) 印刷物、Webサイトに当連盟の協力表示「ほっと一息ぎふの旅」ロゴを掲載した場合は、掲載されていることが分かるもの

(助成金交付額の確定)

第9条 会長は、前条の規定により実績報告があった場合は、必要な審査を行い、適性であると認めるときは、助成金の交付額を確定し、助成金交付額の確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 申請者は、前条の規定により助成金交付額の確定通知を受けた後、速やかに助成

金請求書（様式第6号）を会長に提出するものとする。

- 2 会長は前項の規定により助成金の請求書を受理したときは、30日以内に支払うものとする。
- 3 助成金の交付は、精算払いとする。

（助成金の関係書類等の保存）

第11条 申請者は、助成金にかかる関係書類、帳簿等を整理し、かつ、これらの書類等を対象事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存すること。

（暴力団の排除）

- 第12条 第6条の規定による申請があった場合において、申請者が暴排措置要綱第3条各号に該当するときは、会長は申請者に対して助成金を交付しないものとする。
- 2 会長が第7条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が暴排措置要綱第3条各号に該当することが明らかとなったときは、助成金の交付を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、第10条の規定により既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずるものとする。

（立入検査等）

第13条 会長は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、対象事業者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から適用する。